

事業主、
労務担当者様

ぜひ

秘密
厳守

相談・
専門家派遣
無料

専門家に ご相談ください!

(社会保険労務士等)

☑ 取組みはお済みですか？

- 中小企業の月60時間を超える
割増賃金率の引き上げ 義務化(2023年4月)
- 育児・介護休業法改正 全面施行(2023年4月)
- パワーハラスメント防止措置 全面施行(2022年4月)
- 同一労働同一賃金
- 時間外労働の上限規制
- 年5日の年次有給休暇の確実な取得



ご都合に合わせた
相談方法が選べる!

「香川働き方改革推進支援センター」では、働き方改革関連法の
内容にとどまらず、令和3年6月に改正された育児・介護休業法、
男性の育児休業取得促進、仕事と育児や介護の両立支援、不妊治療
と仕事との両立、職場におけるハラスメント防止措置、良質なテレ
ワーク、多様な正社員制度、兼業・副業など多様な働き方の実現に
向け、働き方改革を進める魅力ある企業に人材が集まるように支援
を行います。

相談方法

- ① 訪問コンサルティング
- ② オンラインコンサルティング
- ③ 電話・メール・来所

オンラインでの
ご相談にも対応可能



香川働き方改革推進支援センター

TEL 0120-000-849

受付時間 平日9:00~17:00

住所 〒760-0023 香川県高松市寿町2-2-10 高松寿町プライムビル2階

MAIL hk37@mb.langate.co.jp FAX 087-826-0421

X @37_hatarakikata

URL <https://hatarakikatakaikaku.mhlw.go.jp/consultation/kagawa/>

相談・セミナー情報詳細は、
ホームページをご覧ください。

厚労省 香川 働き方改革

検索



